

事例13 高齢受給者(70歳以上)入院外(一般所得)(S19.4.1までに生まれた方)

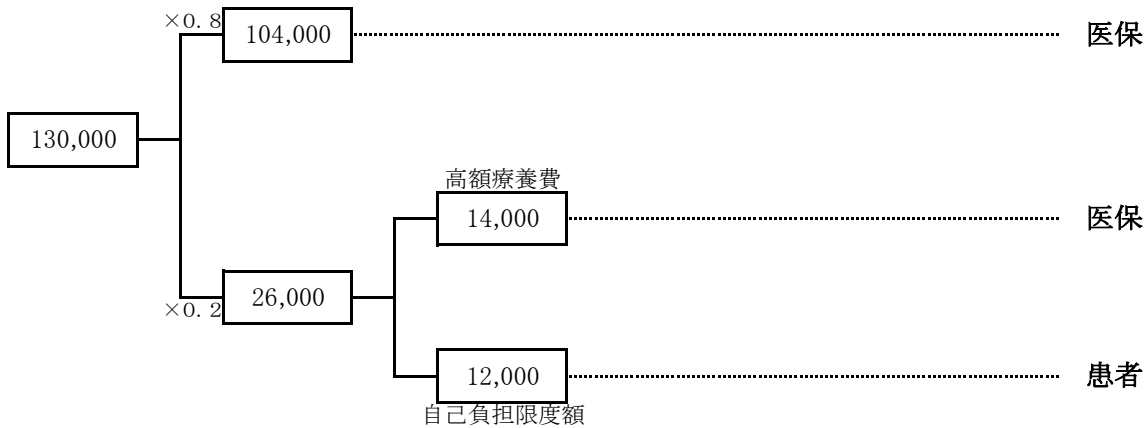
国保

訪問看護療養費明細書										6	訪問	1	国	2	2	併	8	高齢一	
-										保険者番号									
公費負担者番号①					8	0	-					公費負担医療の受給者番号①							
公費負担者番号②					-					公費負担医療の受給者番号②									
氏名										特記									
職務上の事由																			
合 計	保険	請求 円	※ 決定 円	負担金額 円											※高額療養費 円				
	公費①	130,000		12,000															
	公費②	130,000		12,000	※公費負担金額 円										備考				
					※公費負担金額 円														

※ 医療費の1割が高額療養費算定基準額を超える場合

[療養の給付] →高額療養費が発生しているので、「保険」の「負担金額」欄に支払を受けた一部負担金額(現物高額適用後の患者窓口負担額)を記載

→「公費①」の単県80の「請求」欄は、「保険」の「請求」欄と同一内容を、「負担金額」欄は、患者の最終負担額を記載



〈保険〉70歳以上 国保 定率2割

〈高齢受給者証〉 定率2割(75歳到達まで特例措置1割)
(一般)自己負担限度額=12,000円

〈公費①〉単県80 定率1割 一般(一部負担上限額 12,000円)

合計	
医保	118,000 円
(高額再掲	14,000 円)
患者	12,000 円
単県80	0 円
患者(最終)	12,000 円

高額療養費
(13,000円×0.2) - 12,000円=14,000円

0	単県80
12,000	患者(最終)

→単県80の上限額が12,000円(一般)の為、単県80の給付なし
(ただし、単県80の受給者証の提示があった場合、レセプトに記載)

※なお、S19.4.2以降に生まれた方についてのレセプトの記載例も上記と同様である。